

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																														
			適	否																															
<p>1 教員等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則別表第一の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、6人以上は理学療法士(作業療法士)である専任教員であるか</p> <p>(1学年に2学級以上を有する養成施設にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎</td> <td rowspan="3">14</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉とリハビリテーションの理念</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門分野</td> <td>基礎理学療法学</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>理学療法管理学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>理学療法評価学</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>理学療法治療学</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>地域理学療法学</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">理学療法士施設 指定規則別表第一</p>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基礎	14	人間と生活	社会の理解	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法管理学	2	理学療法評価学	6	理学療法治療学	20	地域理学療法学	3	臨床実習	20	合計	101	<p>指定規則第2条第1項第4号、第3条第1項第3号</p> <p>【臨床実習】 実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行い、そのうち二分の一以上は、病院又は診療所で行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。</p>				
教育内容		単位数																																	
基礎分野	科学的思考の基礎	14																																	
	人間と生活																																		
	社会の理解																																		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12																																	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14																																	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4																																	
専門分野	基礎理学療法学	6																																	
	理学療法管理学	2																																	
	理学療法評価学	6																																	
	理学療法治療学	20																																	
	地域理学療法学	3																																	
	臨床実習	20																																	
	合計	101																																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎</td> <td rowspan="3">14</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉とリハビリテーションの理念</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門分野</td> <td>基礎作業療法学</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>作業療法管理学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>作業療法評価学</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>作業療法治療学</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>地域作業療法学</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">作業療法士施設 指定規則別表第一</p>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基礎	14	人間と生活	社会の理解	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	専門分野	基礎作業療法学	5	作業療法管理学	2	作業療法評価学	5	作業療法治療学	19	地域作業療法学	4	臨床実習	22	合計	101	<p>指定規則第2条第1項第5号、同条第2項第5号、第3条第1項第4号、同条第2項第4号</p> <p>【臨床実習】 実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行い、そのうち二分の一以上は、病院又は診療所で行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。</p>				
教育内容		単位数																																	
基礎分野	科学的思考の基礎	14																																	
	人間と生活																																		
	社会の理解																																		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12																																	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14																																	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4																																	
専門分野	基礎作業療法学	5																																	
	作業療法管理学	2																																	
	作業療法評価学	5																																	
	作業療法治療学	19																																	
	地域作業療法学	4																																	
	臨床実習	22																																	
	合計	101																																	
<p>(2) 理学療法士(作業療法士)である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法(作業療法)に関する業務に従事した者であるか</p>	<p>指定規則第2条第1項第5号、同条第2項第5号、第3条第1項第4号、同条第2項第4号</p>																																		
<p>(3) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となっており、専任教員は、専ら養成施設における養成に従事しているか</p>	<p>指導要領2(1)(2)</p>																																		
<p>(4) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めているか</p>	<p>指導要領(3)</p>																																		
<p>(5) 専任教員1人1週間当たりの担当時間数は、10時間を標準としているか</p>	<p>指導要領2(4)</p>																																		
<p>(6) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか(医師、理学療法士(作業療法士)又はこれと同等以上の学識を有する者であるか)</p>	<p>指導要領2(5)</p>																																		
<p>2 生徒に関する事項</p> <p>(1) 入学資格の審査は確実にされているか</p>	<p>指導要領3(2)</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録 																														

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
(2) 1学級の定員は40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	指定規則第2条第1項第6号、指導要領3(1)、H11.1.12医事第1号通知				・学則 ・募集要項 ・学生名簿
(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接、筆記試験、合格基準)	指導要領3(2) H5.11.29医事第105号通知				
(4) 卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	指導要領3(3)				
(5) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	指導要領3(3)				
(6) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領3(4)				
3 授業に関する事項					
(1) 学則で定められた教育課程は、指定規則別表第一に掲げる事項を修得させることを目的とした内容か	指定規則第2条第1項第3号、同条第2項第3号、第3条第1項第2号、同条第2項第2号、指導要領4(1)				・時間割
(2) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間の範囲)	指導要領4(3)				
(3) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成し、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内としているか	指導要領4(4)				
(4) 教育内容の編成にあたって、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習を行うようにしているか (これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい)	指導要領4(5)				
(4) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか (実際に行っている授業時間数で算出)	指導要領4(6)				
4 実習施設に関する事項					
(1) 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所及びその他の施設を実習施設として利用しているか (介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めること)	指定規則第2条第1項第10号 指導要領7(5)				
(2) 以下の要件を満たす主たる実習施設を置いているか ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること ウ 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること エ 原則として、養成施設に近接していること オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること	指導要領7(4)				

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による実習が行われていること キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること					
(3) 臨床実習施設には、実習を行ううえに必要な機械器具が備えられているか (臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備えていることが望ましい)	指導要領7(4)(10)				
(4) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成しているか 見学実習: 患者への対応等についての実習を実施する実習 評価実習: 患者の状態等に関する評価を実施する実習 総合臨床実習: 患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習 (評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導、監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましい)	指導要領7(6)(7)				
(5) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画しているか	指導要領7(8)				
(6) 臨床実習施設の実習指導者は、理学療法士(作業療法士)養成施設において、理学療法(作業療法)に関し相当の経験を有する理学療法士(作業療法士)とし、免許取得後5年以上の業務経験がある者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であるか ・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会 ・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修 (見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが、免許取得後5年以上の業務経験がある者を指導者とすることができる)	指導要領7(1)(3)				
(7) 実習人員は、実習施設の実情に応じた受入可能な人数とし、実習指導者1人につき2人程度となっているか (ただし、見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りでない)	指導要領7(2)				
5 施設設備に関する事項	(1) 同時に授業を行う学級数を下らない数の普通教室を有しているか	指定規則第2条第1項第7号			
	(2) 講堂(暗幕設備あり)、図書室その他必要な施設を有しているか	指導要領5(1)イ・ウ			
	(3) 各教室の面積は適正か ○普通教室1.65㎡ ○実習室3.31㎡/人(ただし、従前の基準) ・かつ設備機能、内法で測定	指導要領5(1)ア			
	(4) 基礎医学実習室を有しているか	指導要領5(1)エ			
	(5) ロッカールーム(学生と同数のロッカーを有する)又は更衣室を有しているか	指導要領5(1)カ			
	(6) ○理学療法実習室として、次の実習室を有しているか				

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
(ア)機能訓練室	指導要領5(1) オ(ア)				
(イ)治療室 (検査測定・治療台10台(学生20人の場合)を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有しているか)	指導要領5(1) オ(イ)				
(ウ)補装具室	指導要領5(1) オ(ウ)				
(エ)水治療室	指導要領6(1) オ(エ)				
(オ)日常動作訓練室 和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。 台所(車椅子用、立位用)・風呂・洗面所・便所及び押入れの設備を有しているか	指導要領5(1) オ(オ)				
○作業療法実習室として、次の実習室を有しているか					
(ア)基礎作業実習室 各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置しているか	指導要領5(2) イ(ア)				
(イ)評価実習室	指導要領5(2) イ(イ)				
(ウ)治療実習室	指導要領5(2) イ(ウ)				
(エ)レクリエーション室	指導要領5(2) イ(エ)				
(オ)補装具室	指導要領5(2) イ(オ)				
(カ)日常生活活動訓練室 和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。 台所(車椅子用、立位用)・風呂・洗面所・便所及び押入れの設備を有しているか	指導要領5(2) イ(カ)				
(7)校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、または、确实かつ長期の賃貸借契約)	指導要領1(4)				
6 財政に関する事項					
(1)養成施設の経理が他(当該養成施設以外)と明確に区別されているか	指導要領1(2) (3)				
(2)入学料・授業料又は実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	指導要領9(1)				
7 事務に関する事項					
事務職員は配置されているか(原則として専任)	指導要領9(2)				
8 機械器具					
必要な機械器具を有しているか	指導要領6(1)				
● 別添2「教育上必要な機械器具」【理学療法士養成施設】					
	品名	数量	備考		
	解剖用具一式	2人で1			
	人体解剖用視聴覚材料一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む		
	血圧計	2人で1	各種(自動測定を含む)		
	聴診器	2人で1			
	心電図計測装置一式	2	モニター用を含む		
	スパイロメーター	20人で1			

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素, 炭酸ガス, 換気量, 嫌気性代謝閾値(AT)などの分析が行えるもの			
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1				
吸引装置一式	20人で1				
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上, 表面筋電図, 誘発筋電図, 神経伝達速度, 疲労試験等が行える簡易型加速装置, 記録計付			
神経検査器具一式	4人で1	打腱器, 音叉, 触覚, 痛覚, 二点識別覚等			
トレッドミル	1	角度調整可能なもの			
自転車エルゴメーター	20人で1				
ハンドエルゴメーター	1				
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付			
ストップウォッチ	2人で1				
メトロノーム	20人で1				
AED	1				
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム			
重心動揺分析装置一式	1				
運動解析装置(三次元動作解析装置)	1				
床反力計一式	1				
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む			
表面温度計	10人で1				
タイマー	5人で1				
体脂肪測定器具	5人で1				
形態測定器具一式	1	身長計, 体重計等			
メジャー	2人で1				
関節角度計一式	各種				
ピンチメーター一式	各種				
ハンドヘルドダイナモメータ	20人で1				
知覚検査一式	10人で1				
握力計一式	各種				
背筋力計	1				
肺活量計	5人で1				
筋機能解析装置	1				
起立訓練ベッド	1				
姿勢鏡	1				
バランスボード	1				
平行棒	1種				
歩行器	5種	各種, 歩行車を含む			
杖	6種	各種, 高さ等の調整が可能なものを含む			
プラットホームマット	20人で1	180cm・120cm・40cm			
体位排痰訓練台	1				
マット	2人で1				
バルーン	6種	小児・大人用大・中・小各1			
メディシンボール一式	3種				
ロール	3種	大・中・小各1			
三角マット	3種	大・中・小各1			

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
プッシュアップ台	6種	6段階の高さ各1			
重スイバンド	各種2セット	(各種2セット)			
砂袋	各種2セット	(各種2セット)			
鉄亜鈴	各種2セット	(各種2セット)			
滑車	4人で1				
助木	1				
ローラーチェアー	10人で1				
足関節矯正用ウエッジ式	1	角度20, 15, 10, 5度各一對			
バイオフィードバック機器	1				
弾性包帯各種一式	5人で1				
歩行介助用ベルト	10人で1				
高さの異なる台	4種	40, 30, 20, 10cm			
ホットパック	各3	大・中・小・頸椎用			
ホットパック加湿器	1				
パラフィン加湿器	1				
極超短波治療器	1				
超短波治療器	1				
超音波治療器	1				
光線療法治療機器	1				
レーザー治療器	1				
コールドパック	4人で1				
パイプレーター	20人で1				
電気刺激治療器	4種				
頸椎けん引装置	1				
腰椎けん引装置	1				
バネ秤	1				
保護眼鏡	1				
水温計	4				
部分浴槽	4種	上肢用2, 下肢用1, 坐浴用			
渦流浴装置	1				
気泡浴装置	1				
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可			
電気洗濯機	1				
調理道具一式	1				
改造衣類一式	1				
ラップボード	3				
ポータブル便器	3種	各種			
標準型車椅子	4人で1				
車椅子	5種	モジュール型, 手押し型, リク ライニング型, チルト型, ス ポーツ型, バギー型, その他各 種調整付等			
電動式車椅子	1	4輪型, 各種コントローラー 付(アシスト型でも可)			
車いす用クッション	3種				
サスペンションスリング	2	車椅子用, 椅子用各1			
アームスリング	3種	各種			
腕可動支持器	20人で1	左・右用各1			
トランスファーボード	4人で1				
リフター	2種	各種			
台所ユニット(車椅子用)	1				
バスユニット(車椅子用)	1				

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)
洗面台(車椅子用)	1			
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺を含む		
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター及びギプスはさみを含む		
四肢の断端モデル	各種1			
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
装具、スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
体圧計測装置	2	全身臥床用、座位用各1		
ポジショニング用クッション一式	1			
座位保持装置一式	1			
装具・スプリント等制作用具一式	10人で1			
作業台	10人で1			
視聴覚教材各種	各1			
パーソナルコンピュータ	4人で1			
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。				
● 別添2「教育上必要な機械器具」【作業療法士養成施設】				
品名	数量	備考		
解剖用具一式	2人で1			
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む		
血圧計	2人で1	各種(自動測定を含む)		
聴診器	2人で1			
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む		
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なもの		
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値(AT)などの分析が行えるもの		
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1			
吸引装置一式	20人で1			
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝達速度、疲労試験等が行える簡易型加速装置、記録計付		
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等		
トレッドミル	1	角度調整可能なもの		
自転車エルゴメーター	20人で1			
ハンドエルゴメーター	1			
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付		
ストップウォッチ	2人で1			
メトロノーム	20人で1			
AED	1			
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム		
重心動揺分析装置一式	1			
運動解析装置(三次元動作解析装置)	1			
床反力計一式	1			
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む		
表面温度計	10人で1			

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)
				適 否	
タイマー	5人で1				
体脂肪測定器具	5人で1				
形態測定器具一式	1	身長計, 体重計等			
メジャー	1				
関節角度計一式	各種				
ピンチメーター一式	各種				
知覚検査一式	10人で1				
握力計一式	各種				
背筋力計	1				
木工台	4人で1	陶工, 革細工共用可			
木工 電動ボール盤	1				
木工 手動式木工用具一式	4人で1	各種			
木工 電動木工用具一式	4人で1	各種			
陶工 陶工用小道具一式	4人で1				
陶工 絵つけ用用具一式	4人で1				
革細工 革細工用具一式	4人で1				
絵画 絵画用具一式	4人で1				
作業台	4人で1	七宝焼き, 金工, 織物, モザイク, 園芸共用可			
※以下の七宝焼き, 金工, 織物, モザイク, 園芸のうち, 2種以上を整備すること					
七宝焼き 七宝用具一式	4人で1				
金工 金工用具一式	4人で1				
織物 卓上織機一式	4人で1				
モザイク モザイク用具一式	4人で1				
園芸 園芸用具一式	4人で1				
上肢機能検査器具	10人で1	3種			
視野計	1				
フリッカー	10人で1				
発達検査器具	10人で1	3種以上			
認知検査器具	10人で1	3種以上, 高次脳機能検査を含む			
心理検査器具	10人で1	3種以上, 知能検査を含む			
サンディング用具一式	10人で1	ボード, ブロック, テーブルを含む			
砂袋一式	10人で1				
バイオフィードバック機器	10人で1				
姿勢鏡	1				
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ, ビデオカメラ等			
スポーツ用具一式	1	各種			
娯楽用ゲーム一式	1	各種			
運動遊具一式	10人で1	各種			
玩具一式	10人で1	各種			
実習モデル人形	10人で1	小児			
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	意思伝達の入出力装置を含む			
義手 上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む			
義手 上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む			
義手 肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む			
義手 肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む			
義手 肩義手・能動式肩甲骨鎖骨切除用	1	完成用部品を含む			

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
義手 前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む			
義手 前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む			
義手 手義手・能動式	1	完成用部品を含む			
義手 手義手・装飾用	1	完成用部品を含む			
義手 手部義手	1	完成用部品を含む			
義手 手指義手	1	完成用部品を含む			
義手 作業用義手	1	完成用部品を含む			
※ただし、各部品の共用は可					
義手チェックアウト用具一式	4人で1				
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える			
スプリント	10種以上	手関節背屈副子, 母子対立副子, 屈曲ミット, ナックルベンダー, テノデーシススプリント, 肩外転副子, その他ダイナミックスプリント, 夜間スプリント等			
スプリント制作用具一式	4人で1	電熱器, ヒートガンを含む			
ギプス用具一式	1組	ギプス台, カッター, ギプスはさみを含む			
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える			
日常家具一式	1				
冷蔵庫	1				
洗濯機	1				
電動式ベッド	1	3モーター式			
電話機	1種	プッシュホン式, 福祉電話等			
調理道具一式	1				
改造衣類一式	1				
掃除用具一式	1				
ラップボード	3				
ポータブル便器	3種	各種			
標準型車椅子	4人で1				
車椅子	5種以上	モジュール型, 手押し型, リクライニング型, チルト型, スポーツ型, バギー型, その他各種調整付等			
電動式車椅子	1	4輪型, 各種コントローラー付(アシスト型でも可)			
サスペンションスリング	2	車椅子用, 椅子用各1			
アームスリング	3種	各種			
自助具	40種以上	食事, 排せつ, 更衣, 整容, 入浴, 習字用等			
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1			
トランスファーボード	4人で1				
リフター	2種	据え置き式, 床走行式等			
杖	6種	各種			
歩行器	5種	各種, 歩行車を含む			
台所ユニット(車椅子用)	1				
バスユニット(車椅子用)	1				
洗面台(車椅子用)	1				
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア, 手摺を含む			
環境制御装置一式	1				
コミュニケーションエイド	2種				
製図用具一式	4人で1				

理学療法士作業療法士養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

学科名および課程名

定員()名

修業年限及び定員

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																																								
			適	否																																																									
<table border="1"> <tr> <td>職業適性検査</td> <td>2種以上</td> <td>厚生労働省編一般職業適性検査, 職業レディネス検査等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>視聴覚教材</td> <td>各種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鍵盤楽器</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td>4人で1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(注) 各機械器具は教育に支障がない限り, 1学級相当分揃え, これを学級間で共用することができる。</td> </tr> </table>	職業適性検査	2種以上	厚生労働省編一般職業適性検査, 職業レディネス検査等				視聴覚教材	各種					鍵盤楽器	1					パーソナルコンピュータ	4人で1					(注) 各機械器具は教育に支障がない限り, 1学級相当分揃え, これを学級間で共用することができる。																																				
職業適性検査	2種以上	厚生労働省編一般職業適性検査, 職業レディネス検査等																																																											
視聴覚教材	各種																																																												
鍵盤楽器	1																																																												
パーソナルコンピュータ	4人で1																																																												
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り, 1学級相当分揃え, これを学級間で共用することができる。																																																													
9 標本及び模型	必要な標本及び模型を有しているか。 ● 「模型及び標本」【理学療法士・作業療法士養成施設共通】	指導要領6(1)																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人体骨格標本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 全身組立</td> <td>10人で1</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 全身個別</td> <td>4人で1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人体解剖模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼吸器模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気管支肺血管分岐模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心臓模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>血管系模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脊髄横断模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>末梢神経系模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感覚器模型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 聴覚模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 視覚模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関節種類模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>筋模型</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 上肢</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 下肢</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	備考	人体骨格標本			全身組立	10人で1		全身個別	4人で1		人体解剖模型	1		呼吸器模型	1		気管支肺血管分岐模型	1		心臓模型	1		血管系模型	1		脳模型	1		脊髄横断模型	1		末梢神経系模型	1		感覚器模型			聴覚模型	1		視覚模型	1		関節種類模型	1		筋模型			上肢	2		下肢	2				
品名	数量	備考																																																											
人体骨格標本																																																													
全身組立	10人で1																																																												
全身個別	4人で1																																																												
人体解剖模型	1																																																												
呼吸器模型	1																																																												
気管支肺血管分岐模型	1																																																												
心臓模型	1																																																												
血管系模型	1																																																												
脳模型	1																																																												
脊髄横断模型	1																																																												
末梢神経系模型	1																																																												
感覚器模型																																																													
聴覚模型	1																																																												
視覚模型	1																																																												
関節種類模型	1																																																												
筋模型																																																													
上肢	2																																																												
下肢	2																																																												
10 図書	教育上必要な専門図書(洋書を含む1,000冊以上), 理学療法(作業療法)関係図書(20種以上, 100冊以上)及び学術雑誌(外国雑誌を含む, 20種類以上)を有しているか	指導要領6(2)																																																											
11 その他	(1) 毎学年開始後2か月以内に報告する年次報告は, 確実かつ遅滞なく報告しているか	施行令第12条, 指導要領9(3)																																																											
	(2) 教員資格及び教育内容等に関して, 5年以内ごとに第三者による評価を受け, その結果を公表しているか	指導要領1(5)																																																											